

注目情報 ストックホルム条約（POP s 条約）に PFOA が追加されます

ストックホルム条約（POP s 条約）に追加！

2019年残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約(POPs条約)の第9回締約国会議(COP9)にて、附属書A(廃絶)に追加することが決定されました。

今後、国際的に協調して製造・使用等の廃絶に向けた取組を行うこととなります。

※適用除外の規定あり。詳しくは[ナイトトピックス](#)をご参照ください。

この決定により改正される附属書の発効は、附属書への物質追加に関する通報を国連事務局が各締約国に送付してから1年後になります。日本では、それまでに、条約で定められている規制内容に基づき、国内で担保するための所要の措置を講ずることになり、適用除外についても、今後、検討されます。

REACH 規制附属書 XVII に追加！

REACH 規則附属書 XVII の 2017 年での改正で、追加されました。

2020年7月4日から、PFOA 類として製造や上市を制限するとともに、PFOA を 25ppb 超含有する、または PFOA 関連物質を合計 1,000ppb 超含有する混合物や成形品の製造時使用および上市を原則禁止とされます。

適用時期延伸対象：半導体製造設備や医療機器等

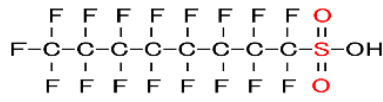
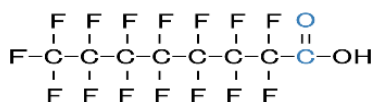
適用除外対象：埋込型医療機器の製造時の物質・混合物の使用等

当社では、PFOA、PFOS 分析を行っております！

PFOA (ペルフルオロオクタン酸)

PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)

測定用 LC-MS/MS



PFOA、PFOS は、有機フッ素化合物のひとつで、撥水、撥油性があり、難分解性で安定している事から、コーティング剤や界面活性剤、表面処理剤として様々な製品に使用されてきました。

しかし、その構造的な安定性から、環境中での残留性や生体中の蓄積性が問題視され、世界的な規制の対象となりました。

当社では、製品、環境水、浄水中の PFOA/PFOS の分析を行っております。お気軽にお問合せください。

担当：研究開発部 長谷川、田沼 (フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 330、224)

